

令和2年4月10日

小・中学校保護者 殿

串間市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言対象都府県等への往来自粛について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、3月の臨時休業から4月の学校再開までの期間、多大な御負担をおかけする中で状況等を御理解いただき、御協力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様も御承知のとおり、先日、国が新型インフルエンザ等特措法に基づく「緊急事態宣言」を発令いたしました。対象となる7都府県では、不要不急の外出自粛要請や学校・公共施設の閉館、娯楽施設の利用制限等、感染拡大防止への対策強化が図られているところであります。

本県におきましてもこの1週間で感染確認の件数が増加傾向にあり、本市においても新型コロナウイルス等の対策本部会議等を開催して、公共施設等の閉館や経済への影響対策、学校での授業実施上の防止対策等を協議し、感染防止に向けて一丸となって取り組むことを再確認したところです。

つきましては、市民一人一人が実施できる感染防止対策の一つとして、当面、5月6日（水）までの緊急事態宣言対象都府県をはじめとする、県外の感染拡大警戒・確認地域への不要不急の往来自粛いただき、保護者の皆様、そして児童生徒の感染防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、急を要する諸事情により往来された場合、下記事項を参考とされ、御対応いただきますよう、御理解・御協力の程、宜しくお願いいたします。また、小・中学校の教職員等に対しても同様に、往来自粛について、お願いしております。

記

1 当面の緊急事態宣言対象都府県等への往来自粛期間

令和2年4月10日（金） ～ 5月6日（水）

2 往来した場合の対応事項

- 往来に係る諸事情等を事前に学校へ相談・報告をお願いします。
- 帰宅後は、学校への連絡をいただき、御家族の体調を十分に確認するとともに、可能であれば「約2週間の自宅待機」を行うよう御検討ください。
- ※ その場合、児童生徒については、欠席ではなく「出席停止」とします。